

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称：恵の実保育園	種別：保育所	
代表者氏名：尾崎 恵理子	定員（利用人数）：60名（71名）	
所在地：愛知県豊川市市田町原山97・98番地		
TEL：0533-65-9803		
ホームページ： http://enomi.ednet.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成23年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 恵の実		
職員数	常勤職員：18名	非常勤職員：16名
専門職員	保育士 15名	保育士 5名
	調理師 1名	調理師 2名
		医師 2名
施設・設備の概要	保育室 4室、ホール 1室 給食室 1室	調理室、職員室、事務室、 相談室、トイレ
	屋外園庭 1,492 m ²	

③理念・基本方針

<p><理念> 一人ひとりの意欲を大切に、たくましく、かしこく、優しく育つことを願いながら、発達に弱さを持つ子どもも含め、0歳児から学童、大人まで共に育ち合う共同の子育てを目指します。</p> <p><基本方針（保育目標）> ① 「たべる」「ねる」「あそぶ」「はたらく」ことを通して子どもの”内なる自然”を育てる保育 ② 自然の中での仲間との体験活動を通してたくましさ、やさしさ、賢さや生きる力を育てる保育 ③ 人と交わる力を育て、0歳児から大人まで育ち合う保育 ④ 優れた絵本、一流の芸術、文化にふれ、豊かな感性を育てる保育</p>

④施設・事業所の特徴的な取組

◎歩くこと／近くに赤塚山公園、宮路山、本宮山などがあり、恵まれた自然を生かし、園外散歩、虫捕り、登山などにひんぱんに出かける。
◎水や土での遊び／汚れを気にせず、水・泥んこ遊びなど夢中になって遊ぶ。
◎身体を育てること／毎日リズムあそびをすることでしなやかな強い身体と心をつくる。
◎絵を描くこと／散歩したり、遊んだりした後、絵を描き、認識をつくる。
◎食えること／乳幼児期は脳や身体の発達がめざましい時期でもあり、偏食しないで何でも食えることができるようにする。
◎自分でできること／衣服の着脱や食事の準備など自分のことを自分でする。
◎はたらくこと／雑巾がけや動物の世話、畑作りなどをする。
◎自治／仲間の中で自分の意見がきちんと言えたり、話し合っ解決したりできる力を育てる。
◎文化／毎日の読み聞かせや歌うこと、生演奏の音楽など芸術や文化にふれることを大切にしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 9月 15日（契約日）～ 令和 6年 3月 8日（評価決定日） 【令和5 年12 月8 日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （令和元年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 園長は、恵の実保育園の前身となる共同保育園の創設者であり、園の理念・基本方針を十分に理解し、保護者、職員に浸透させる努力を継続している。また、経営状況を把握し、法人全体として目指すべき姿の実現、次世代職員の育成にも計画的に取り組んでいる。令和元年度に受審した第三者評価の結果を受け、中期計画の策定、働きやすい職場づくり、理念・基本方針の周知、マニュアルの整備など様々な場面でリーダーシップを発揮し、積極的に職員と共に改善への取組を進めている。

2. 「たべる」「ねる」「あそぶ」「はたらく」ことを通し、子どもたちが、自分で考え、意欲を持って将来をよりよく生きる力の基礎を培うために、保育者は子ども一人ひとりを大切にしたい保育の実践に努めるとともに「子どもたちの育ちに責任を持てる親」になっていくために職員と保護者がともに手を取り合い、協力し理解し合う取組を実行している。

3. 子どもたちが健康で安全、安心した生活が出来る保育環境を準備し、歩くこと、水や土での遊び、身体を育てること、絵を描くこと、食えること、自分でできること、はたらくこと、自分の意見が言え話し合っ解決できる力を育てること、文化に触れること一貫した取り組みを行っている。

4. 食育計画に基づいた給食は、陶器の食器を年齢に応じた形状で提供され、季節の野菜を中心に小骨のある魚や肉、海藻、果物、五分づき米などで栄養、味覚、彩りを大切にしている。将来的に体に優しい食べ物を自分の下で選んでいく力が育つことを考えた自然のものの持ち味を大切に考えられている。テラス、園庭など季節を感じられるような場所に用意された木製のテーブル、背筋を伸ばして座ることが身につくように配慮された木製の椅子を使って正しい姿勢で食えることが大切にされている。

◇改善を求められる点

1. 前回の第三者評価の結果を踏まえ、令和4年度に「2023年～から2027年 社会福祉法人 恵の実 中期事業計画が策定されたことは、第三者評価受審の好結果である。この中期事業計画に、具体的な事業内容と年次計画についても盛り込み明文化されることを期待する。また、法人としての中期事業計画を実現するために必要な事項について、保育園を始めとして各事業毎に中期計画を策定することも検討されると良い。

2. 「恵の実の子どもたちの健やかな育ちを支える三つの約束」を通して具体的に園の保育方針を伝えているが、便利な時代に育っている保護者の方に伝わりやすいよう絵を添える等表現を工夫し、0歳から大人まで共に育ちあう保育を目指して今以上に深めていくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

令和元年度に続き、二度目の第三者評価受審でした。

高く評価していただいた点については、職員の自信へと繋げ、指摘を受けた点については真摯に受け止め、役職員一丸となって改善に取り組んでいきたいと思っております。特に中長期計画の具体化と年次計画の策定は、法人として優先的に取り組むべき課題であると認識しています。日々の業務に追われてしまいがちですが、中期計画にある「たまり場」の確実な実現に向けて、具体的な目標を設定し、着実に歩を進めていきたいと思っております。

今回の評価結果を活用し「子どもの最善の利益」のために、全職員でより一層の努力をしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
〈コメント〉 ・理念・基本方針は明文化され、パンフレットやホームページに記載されている。玄関に理念が掲示され保護者、職員が日常的に目にするようになっている。保護者には入園の手引きに記載・説明すると共に、保護者と「三つの約束」を交わしている他、保護者会などで周知を図っており、保護者も理解している。新規職員には手引き冊子により説明し、職員会議においても随時周知を図っており、浸透している。			

I-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・Ⓑ・c
〈コメント〉 ・法人(理事長は園長)で半期毎に経営状況や利用者の状況を把握し分析している。 ・全国的な動向や情勢については行政や福祉医療機構等から情報を得ているが分析までは至っていない。財源、予算等についても把握・分析が求められる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ・b・c
〈コメント〉 ・法人の事業計画で経営課題を明確にし、課題解決に向けた園の事業計画に基づき、世代交代、働きやすい職場づくり等の取組を進めている。職員会議等で職員に周知し検討する場を設け、課題と取組の共有化を図っている。			

I-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
〈コメント〉 ・令和5年に令和9年までの法人の中期計画が策定され、中・長期的ビジョン(課題と目標)は明確にされたが、具体的な方策や年次計画策定までには至っていない。 ・法人の中期計画に合わせて園としての中期計画策定及び中・長期の収支計画の策定が求められる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・Ⓑ・c
〈コメント〉 ・単年度の事業計画は中期計画のビジョンを踏まえ具体的な内容として策定されている。 ・中期計画において年次計画が未策定のため単年度計画の進捗状況の把握が困難である。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は毎月の職員会議で事業計画に記載された事項について実施状況、課題、職員の意見を確認している。また、保護者アンケートや保育報告会での保護者の意見も職員会議で分析・検討している。園長はこれらの結果を踏まえ、年度末に単年度事業計画を策定して職員会議等で周知し、職員の理解を得ている。 ・園長が新年度の事業計画を策定して職員に周知しているが、職員が参加して事業計画全体の振り返りを行う機会を設けるなど、PDCAサイクルを意識した取組が期待される。また、事業計画策定にあたっての手順、必要な情報、考慮すべき事項等を文書化し周知されることを期待する。 		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は保護者会やクラス会を通じて保護者に周知している。特に保護者の参加を得ることの多い行事計画については別途説明している。 ・行事、保育には保護者の積極的な参加と協力を得ているので、関係する事業計画は理解されていると思われるが、保護者の意識、理解度について確認する取組を検討し、事業計画等の周知に役立てられたい。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容について、年2回の保育総括会議、月1回の職員会議、週1回の年齢部会で組織毎に検討・分析を行い、PDCAサイクルを活用して保育の質の向上に向けた取組が行われている。また、保護者アンケートを実施して保護者の意見を職員会議で話し合い保育に反映させるとともに、定期的に第三者評価を受審している。 ・年3回、さくら・さくらんぼ保育を実践している東海地区の保育園の学習会に参加して、その成果を職員会議で話し合っている。 ・今後は第三者評価基準等の一定の基準に基づく自己評価を毎年実施して結果を継続的に確認することで、保育の質の向上に資されることを期待する。 		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容については、評価結果を基に、総括資料を作成し、職員間で共有し改善策を実施している。また「東海地区学習会」で定期的に改善事例を発表している。 ・平成元年の第三者評価結果を踏まえ、理念・基本方針の周知方法の改善、倫理綱領や職員行動指針の策定、各種マニュアルの整備など着実に改善策を実施している。 ・自己評価を継続的に実施することにより、取り組むべき課題の発見と改善を一層進められることを期待する。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、恵の実共同保育園時代から在職し、理念・基本方針を作り上げてきた。保育実践についても十分な経験があり、職員に対して職員会議を始め日々の保育実践の中で自らの役割と方針を表明し、理解を図っている。 ・業務分担表で総括の役割は明確に位置づけられているが、不在時の権限委任など明文化が求められる。 		

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は児童福祉法や児童虐待防止法などの関連法令を始め事業運営に関わる法令の情報収集に努め、職員会議などで職員に周知すると共に必要な改善策を実施している。 ・園長は法人理事長でもあり、法人の規程等の整備を行っており、職員に周知している。 ・県・市など行政からの関連法規に関する通知のみならずコンプライアンス全般について幅広く情報収集に努めると共に、自ら法令遵守の研修等への参加などを期待する。また、職員の遵守状況を確認するために、例えば「コンプライアンスチェックリスト」等の活用も検討されたい。 		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保 12	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、保育の質の向上を目指し、職員が自ら、自己評価や第三者評価、保護者の要望などを踏まえ、これまでのやり方を常に見直し向上する取組を行えるよう働きかけ、適切なサポートを行うなど指導力を発揮している。 ・保育の質向上をめざす「さくらさくらんぼ保育の東海地区学習会」への職員参加、改善事例の発表を積極的に勧め、職員の保育の質向上への意欲及び内容が高まるような取組に指導力を発揮している。 		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は法人理事長でもあり、経営状況の分析、人事、労務、財務等の経営全般にわたり、税理士や社会保険労務士に相談しつつ経営改善や業務の実効性を高める取組を進め、業務へのICT導入、就業規則にハラスメントの防止に関する規程の追加、時間単位年休制度の導入などに指導力を発揮した。 ・職員（特に次世代の幹部職員候補者）に経営の改善や、業務の実効性を高める取組への理解を深めるリーダー会議を設けているが、日常業務との兼ね合いで不定期開催となっている。 ・職員一人ひとりが保育のみならず経営・事業継続の視点を持つような働きかけが期待される。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長を始め、ベテラン職員の世代交代が予定されており、理念・基本方針を実現できる職員の育成が喫緊の課題である。次世代育成5年計画の策定や、主任の計画的交代などが実施されており世代交代の着実な実施が期待される。 ・事業規模の拡大、充実が検討されており、新規入職者の確保に向けて大学への働きかけや実習生の受入を行っているが具体的な計画を立てた取組には至っていない。 		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用、勤務条件、服務規律等は各種規程で明確にされており、規程に基づき人事管理をしている。本人のキャリア・能力・適性及び希望を勘案し法人5施設・事業に適正に配置している。 ・人事評価シートによる人事評価を行っているが、評価基準等について基準の明確化が期待される。 		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回個人面談を行い、また、日頃から職員の希望や意向を聞き、職員の家庭事情や就業状況についての意向を把握し、適正な配置に努めている。 ・ハラスメントの防止に関する規程を就業規定に追加、時間単位年休制度の導入、衛生委員会規程の制定など働きやすい職場づくりに向けた規程の整備を実施している。 ・ハラスメント防止を確実にを行うために、ハラスメント防止規定の周知、チェックリストによる具体例の説明、早期発見のための方策の検討等を期待する。 		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアデザインシートに基づき個人面談を実施し、職員個別のキャリアに関する意向を確認して育成計画に反映させている。個人面談は必要に応じてとなっているが職員全員に実施することが望まれる。 ・目標(キャリアアップ)を支援する取組は行われているが、全職員の組織的な育成を目的とした目標管理の取組を期待する。 		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針を実現するための「期待する職員像」を定め、これに沿って外部研修計画を策定している。内部研修としては主に安全に関する内容を毎月話し合っている。また、初任者にはOJTを実施したり、園の保育の特色について別途説明したりしている。 ・研修の成果を確認・分析し次年度の研修計画策定に活用したり、中・長期計画実現のために必要となる事項に関する研修を意識的に取り入れたりする等の取組を期待する。 		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・階層別、職種別、テーマ別の研修が計画され、新任職員にもOJTによる研修が実施されている。 ・内部研修はパート職員を含めできるだけ多くの職員が参加できるようオンライン等で実施している。 ・研修成果、習熟度等について評価し、今後の研修計画の充実に繋げることが求められる。また、個人別に研修実績を把握する取組を実施しているが、方法を工夫して今後も継続されたい。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生等受入規程を整備し、令和3年度は2名、令和4年度は3名の実習生を受入れた。 ・実習プログラムは学校側の手引書を元に調整し、各クラス主任が実習指導を行っている。福祉人材の確保の意味もあり、今後も積極的に受け入れたいと考えている、 ・実習生の指導方法、園の実習生への想い等を具体化した、実習生受入マニュアルの整備を期待する。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a・ ⑥ ・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針、事業概要、事業計画、事業報告、財務状況、第三者評価の結果等をホームページで公表している。保護者からの苦情・意見やそれらへの対応内容も事業報告書に具体的に記載している。 ・広報紙「恵の実だより」を発行し、保護者や地域の保育園、福祉施設に配布しているが、地域の住民にも園の状況を公開する取組を期待する。また、第三者評価の結果により取組を行った改善・対応の状況についても公表することを期待する。 			
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	⑥・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織に関わる各種規程、経理規程、就業に関わる各種規程が定められ、法人監事により定期的に内部監査が実施されている。経理・財務については毎月税理士から助言を受け必要な改善を行っている。また、毎日の運営には保育園業務支援アプリを利用して、統一的な方法で実施している。 			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	⑥・b・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・米作りや芋掘りなど地域の協力を得て実施している。また、地域内の寺院(正願寺)に園児の作品を展示させて貰い、地域住民に見て貰う機会を得ている。 ・地域の親子サークルへのリズム遊び指導や育児相談を行ったり、恵の実の後援会の主催で「マルシェ」を開催し地域住民を招待したりして、地域との交流を進めている。 ・様々な場で多様な形で地域との交流を広げるための取組を行っているが、交流の意義・目的を双方が十分共有し、一層充実した交流が広がることを期待する。 			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a・ ⑥ ・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア受入規程に則り、豊川市内の保育医療専門学校、特別支援学校のボランティアを受入れている。また、中学校の体験学習の受入など学校教育への協力を行っている。それ以外にも、保護者による草刈り、草取り、遊具作成・修理等、環境整備に関する支援を受けている。 ・受入規程はあるが、外部からのボランティア受入実績はそれほど多いとは言えない。ボランティアに何を期待し、どんな役割を担って貰うのか、更なる検討と取組を期待する。 			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	a・ ⑥ ・c	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川市作成の社会資源資料を掲示し職員に周知し、保護者には資料を配布している。 ・入園の手引きに、配慮を要する子どもの利用できる保育園の資料、子育て相談支援事業と窓口が紹介されている。また、市役所、保健所などを訪問し地域におけるネットワークの活用に努めている。 ・市園長会、主任会への参加を始め、民間保育園で定期的に集まり情報共有をすると共に、児童相談所との情報共有・連携をしている。 ・園にとって必要なときに速やかに活用できる独自リストの作成と職員への周知が必要と思われる。 			

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保 26	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> ・法人内の相談支援事業を通じて地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。 ・ミニ保育体験や、子育てサークル、近隣市町村保育園でのリズム指導などで保育所の機能を地域に還元しつつ、福祉ニーズ等を把握する取組を進めている。ここで得た情報を必要に応じて市に繋げる仕組みも構築している。 ・把握したニーズを、園の資源を活用した具体的取組に繋げるという視点が大切であると思われる。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> ・把握したニーズに応えるため、保育園のミニ体験、園庭開放の実施、地域親子サークルへのリズム指導及び育児指導の実施、など多様な事業・活動を行っている。また、市から委託されて「赤ちゃんの駅」事業も実施している。 ・子育て支援の他、保育園の非常用発電設備を活用し、災害時の防災拠点とする活動が検討されており、防災という地域ニーズに基づく公益的な活動として地域と連携して実施されることを期待する。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	① ・ b ・ c	
<コメント> ・保育園としての理念・ビジョン・経営・運営方針等が、運営規定、入園の手引き・パンフレットに記載されている。保護者には「恵の実の子どもたちの健やかな育ちを支える三つの約束」を通して具体的に恵の実の理念を伝え、保護者の理解と賛同、協力を得るための取組を行っている。また、職員会議にて事例を検討し理念や基本方針の共通理解を深め、組織全体の意識向上への取組を行っている。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> ・子どものプライバシー保護と権利擁護についての規程やマニュアル等に基づき、職員や保護者への周知に努めている。プライバシー保護に配慮した子どもにとって快適な保育環境が整備されている。 ・「自分の子どもを見守る目と同時に他の子ども見守る目を持つことが大切」という園の考え方のもと、個別の連絡方法で伝えるべきことは「連絡ノート」を利用し、子ども全体的内容については子どもの権利擁護に配慮し、掲示し共有している。 ・プライバシー保護や権利擁護については、配慮することや共有することにこれでよいということはないため、保育者と保護者の支え合う関係を更に進め、今後も豊川市保育所人権保育指針を利用し権利擁護について研鑽されたい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	① ・ b ・ c	
<コメント> ・園の特色、保育目標、保育の中で大切にしていること等を記載したパンフレットを園と豊川市役所保育課に置き、ホームページには園の様子や行事の写真を掲載している。SNS でも日常の様子を発信し保育園選択の情報を積極的に提供している。 ・見学希望者は随時受け付けており、施設の案内、保育方針の説明とともに、園での生活を映像等を活用して説明している。また、雑誌に掲載された記事を利用して作成した冊子を手渡して積極的に情報を提供している。			

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の開始時は、運営規程・入園の手引きに基づいて適正な説明がされている。入園後、特別な配慮を必要とする等、変更時には、保護者への説明についてルール化されている。保護者に、より丁寧な説明を行い、具体的な方針を立て職員間での情報を共有し保護者とも申し合わせを行っている。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・転園児に対して保護者の了承のもと引継ぎ文書を作成している。県外、市外、幼稚園への変更の場合も必要に応じ対応している。保育所の利用が終了した子どもの保護者に対しても相談方法や担当者について、口頭で説明し案内用の文章を作成し配付している。 ・子どもの育ちの連続性の保障、保育の継続性の確保のための支援体制を考え豊川市との連携をさらに深め、子どもの育ちにつながる保育を心がけられたい。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス懇談会を年2回開催している。懇談会の前に保護者アンケートを実施し、その中から話題を提供している。クラス懇談会終了後、出された振り返りと改善策を保育の向上に繋げている。 ・コロナ感染症の対策として控えていた行事を再開し、保護者との距離感を縮める努力をしている。今後とも保護者、職員が協力する機会を持ち相互理解を深め、保育の向上に繋げられたい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「恵の実保育園苦情解決実施要領」を定めており、意見箱を設置、保護者に周知されている。例えば「口外についての苦情」等、園全体に周知すべきことは、その対応と改善策についてクラス懇談等を通して公表されている。 ・保護者からの苦情は、些細なことでも迅速に解決できるように保護者との対話を心がけ、保護者の保育運営に対する理解を促し、よりよい保育運営に生かすことを期待する。 		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談室が準備され、相談や意見が伝えやすい環境が整えられている。無記名のアンケートの実施や意見箱の設置をしていることは周知されている。相談や意見は、実際には担当が窓口となっていることが多い。 ・アンケートの中には「意見を言いづらい雰囲気がある」という意見が寄せられている現状がある。園での取組が分かりやすく伝わる工夫を職員間で考え共有して、保育者それぞれが保護者と対面する時間を多くして園の方針に理解を深め、保護者とともに保育をつくっていくという姿勢を示すことができるような取組を期待する。 		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談や意見は速やかに検討を行い対応している。また、相談や意見を受けた際の検討内容、報告について記録に残し、保育運営に活かしている。保護者アンケートからも、クラス懇談会、文書、メール等を利用し相談や意見に対しての結果の報告があると回答があった。今後も、苦情解決マニュアルの定期的な見直しを継続し、保護者からの相談や意見に対して迅速に対応されたい。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・法人で作成された「恵の实事故防止マニュアル」があり、基本方針、発生時の対応や重大事故発生時の報告指示系統が整備されている。事故発生時の記録、ヒヤリハット報告書の記録を残しており、記録をもとに、月1回の職員会議で検討し改善につなげている。 ・緊急時案については電子メール、携帯 LINE にて職員に周知しており、リスクマネジメント体制が構築されている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> ・職員に向けては厚生労働省のガイドラインや感染症対応マニュアルをもとに勉強会を実施し、感染症の予防に努めている。感染症が発生した場合は、国からの最新の感染症の通達に従い対応している。 ・看護師が不在なため、看護師の代替業務や園長不在時の命令系統の順位付けを含め整備を行うとともに、医療的ケア児の受入れの問い合わせがあった場合も考慮し、看護師の配置について前向きに検討されたい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉓ ・ c
<コメント> ・法人の「非常災害対策計画」をもとに自衛消防組織を編成し、自衛消防隊長に園長を配置し、災害発生時における組織体制、緊急時連絡網、災害予防対策を整えている。消防訓練実施計画に沿って年に2回消防署に届けを提出し初期消火を中心にした消防訓練を行っている。 ・市から出されているハザードマップでは、園への浸水の危険はないが、気象の変動が激しい昨今の状況を考え、帰宅困難な状況等様々な災害を想定した訓練も必要になってくる。命を守るための訓練体制を保護者と意見交換・検討し、自治会との連携も踏まえた訓練の実施を考えられたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・基本的な保育支援に関して子どもの気持ちを尊重した支援を大切にするという方針が保育者に共有されており、どの保育者も子どもたちに対して同じ姿勢でかかわる様子が見られた。保育をする際に大切にすることを職員間で繰り返し話し合いが行われている。また、東海地区の5園が集まる学習会でも事例検討を行い、学び合ったものが標準的な実施方法として文書化されている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	㉑ ・ b ・ c
<コメント> ・保育目標や保育の中で大切にしていることを年齢別の月案に落とし込み、職員会議で繰り返し検討・確認されている。 ・保育の内容が保育者によって偏らないように各保育者の実践記録をもとに職員会議でケースカンファレンスを行い、保育の質に関して継続的に実施方法を見直しをする仕組みにつなげている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保 42	㉗ ・ ㉘ ・ ㉙
<コメント> ・保育の全体的な計画に基づき指導計画を作成している。生活記録や情報交換を通して保育実践についての振り返りを行い、指導計画に反映する仕組みが構築されている。また、必要に応じて専門家の意見を取り入れるようにしている。 ・支援が困難なケースについてはより時間をかけ、法人内の他事業所の職員とも連携を図って検討し、個別の指導計画を作成している。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保 43	㉗ ・ ㉘ ・ ㉙
<コメント> ・指導計画は、総括や部会で検証・見直しが定期的に行われている。次の指導計画の作成につながっていくよう評価が実施され活かされている。担任がクラスの子どもの姿や発達を踏まえ、他の職員からの意見や提案を受け入れ、保育実践につなげている。 ・保育の向上をさらにめざすために、子どもの理解の仕方や関わり方など具体的な実践方法が標準的な手法として共有化出来るような仕組み作りを検討されたい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保 44	㉗ ・ ㉘ ・ ㉙
<コメント> ・子どもの発達状況や生活状況等を統一した様式によって把握し、記録されている。発達の記録を前半・後半に分け、3か月から4か月に1回、職員会議・報告の中で共有するようにしている。 ・子どもの姿については、月に一度開催される職員会議や日々のミーティングを通して共有している。 ・記録はどの職員がみても、子ども一人ひとりのことが理解できるような記録の取り方や書き方を工夫されたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉗ ・ ㉘ ・ ㉙
<コメント> ・個人情報保護法ガイドラインをもとに「個人情報保護規程」が定められており、「恵の実保育園運営規程」に文書管理や保存年限が定められている。 ・書類の外部持ち出し禁止、機密情報の廃棄方法等、文書の管理について定められている。 ・職員は書類の取り扱いの手順を遵守している。保護者への個人情報保護方針については、入園時、保護者に資料を配布し説明をし、承諾を得ている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保 46	㉗ ・ ㉘ ・ ㉙
<コメント> ・保育所保育指針、法人理念を踏まえ、「たべる」「ねる」「あそぶ」「はたらく」ことを通して子どもの内なる自然を育てる保育、自然の中での仲間との体験活動を通して、たくましさや、やさしさ、賢さや生きる力を育てる保育、人と交わる力を育てる0歳から大人まで育ちあう保育、優れた絵本、一流の芸術、文化に触れ豊かな感性を育てる保育の4つの保育目標を定めて保育の全体的な計画を作成している。 ・子どもの状況をふまえ、年度ごとに保育に関わる職員が作成し、保育総括会議で見直し、共有されている。		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>保 47</p>	<p>a ・ ㉞ ・ c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの触れるところは自然素材にこだわり、園の建物、床、固定遊具はヒノキ等使用され、食器は陶器製となっている。テラスと保育室がつながっている建物は換気、通風、採光が配慮された設計になっており子どもたちが健康で安全に、安心して生活できる環境が確保されている。 ・園全体の環境が自然と調和した雰囲気大切にしている中で、寄付されたジャングルジムの塗装が際立つ配色となっている。他の保育環境とは馴染まないため、調和がとれるように工夫されることを期待する。 		
<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>保 48</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの子どもの状況を期ごとに見直し、「発達の記録」に記載し、個人差をとらえるようにしている。子どもが自分で考え意欲をもって生活できるような保育の実践に努めている。泣き出した子どもの気持ちを否定することなく、言葉で相手に伝えようとする姿をしっかりと受け止めている保育者の姿がみられた。保育全般について、保育者が指示が出すのではなく子どもが考えて自分で行動を決めている場面が多い。 		
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>保 49</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが基本的な生活習慣を身に付けていくことは自立への第1歩であると考え、子どもが自分でやろうとする気持ちになることを大切に、年長児になるまでの間に生活習慣が確立できるように援助している。 ・0 歳児は個々の睡眠のリズムと睡眠時間が保障されている。給食は野菜を中心とした食事が準備され、個々の発達に応じた形状で離乳食が準備されている。布オムツを使用し排泄の自立を促している。発達に応じた配慮が考えられ、継続した援助が行われている。 		
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>保 50</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩くこと、水や土で遊び、身体を育てること、絵を描くこと、食べること、自分ですること、働くことなどが保育の柱となって、子どもの生活と遊びを豊かにしている。 ・靴箱の掃除が終わった子が、園庭の木の葉を箒で掃いている子どもたちに声をかけている。自分のことだけでなく周りの子どものことも気に掛ける姿が、人として育ちあう姿につながっていると感じる。 ・園の中で友だちと遊んだり、喧嘩したり、協力したりなどすべての体験を通して社会性が育まれている。今後も研鑽を積み重ね、当園の目指す保育実践を期待する。 		
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>保 51</p>	<p>㉠ ・ b ・ c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・なめたり触ったりするものは、木や綿など天然素材のものを使用し、0 歳児から水、砂、土に触れる遊びを大切にしている。0 歳児からの愛着形成を大切に、個々の生活リズム、発達に応じて丁寧に対応している。保育者が子どもの視線に合わせてあやしたり、保育者と子どもが声をあげて笑い合えるような保育が展開されている。 ・送迎時や連絡ノートを利用し、保護者の子育ての悩みなど丁寧に応じ、園と保護者が協力し合って子育てをする保育の実践に取り組んでいる。 		

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理に留意しながら、探索活動が十分に行えるような環境を整えている。まだ言葉で自分の気持ちを十分に伝えられないことも多い年齢であることを踏まえ、保育者が子どもの気持ちを受け取めながら、仲立ちをし、子どもの自我の育ちを見守るような保育の実践を心掛けている。 ・園での生活の様子を内容により連絡ノートに記載したり掲示板に掲示したりして保育園と家庭との連携に努めている。 		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・4歳児のクラスで子どもたちは、保育室で参観者の様子に興味を示し、話しかけて自己紹介をしていたが、保育者がクリスマスのブーツを作ることを伝え、準備を始めると関心を示した子どもたちから戻っていき、全員に改めて声を掛けなくとも保育者の話を聞こうと集中した表情に変わっていった。 ・毎日のリズム体操、はだして草履をはいているときの足の指の動き、雑巾がけ等一つ一つの活動がしなやかで強い体と心を作っている。 ・保育目標のひとつである「たべる」「ねる」「あそぶ」「はたらく」ことを通した保育実践が日々繰り広げられ、自分で考え、自分で決められる毎日が積み重ねられ、意欲的な生活を支えている。 		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、障害のある子は入園していないが、同一敷地内にある恵の実「ホップくん」の子どもたちとの統合保育は日常的にあり、保育者同士チームを組んで保育や療育がより良く行われるように工夫されている。保育園に在園している子どもの中には障害名はついていないが配慮が必要な子どももいるので共に成長できるように配慮されている。 		

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢で遊ぶ機会が多くなる時間には、積み木や折り紙、絵本などが用意されて、季節に応じて室温の調節をし、寒い季節はキルティングマットが敷かれ、ほっとできるような空間を整えている。17時30分までの保育を受けている子にはおやつを提供している。 ・日中の保育から保護者への伝達事項がある場合は、一日の状況の引き継ぎが文書で行われており、保護者への伝達の漏れがないよう工夫されている。 		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の各小学校で毎年6月頃に開催される幼保小の合同研修には、必ず職員が参加し、情報を得るようにしている。 ・特別支援学級の見学については、保護者の許可を得て担任または園長が付き添い、保護者が小学校以降の生活について見通しを持つことが出来るようにしている。 ・入園している子どもたちは、豊川市全域から集まってくるため、小学校との連携が難しいと考えられるが、子どもが小学生になることへのイメージを持ちやすくするためにも、年長児と地域の小学生との交流を意識的に持つ工夫をされたい。また、保護者が安心して子どもを進学させることができるように配慮することを継続されたい。 		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a · b · c
------------------------------	------	-----------

<コメント>

- ・薄着・裸足を心がけるとともに睡眠、食事、運動を大切に健康的な体作りに取り組んでいる。特に食事の際は食前に水を飲むようにして喉に食事を詰まらせないような配慮をしている。
- ・職員会議や各年齢部会で子どもの健康状態についての情報を共有し、担当が休んだ場合も配慮が行き届くように工夫している。
- ・SIDSについて職員会議等で説明がされており、午睡中の子どもの健康チェックを行い記録に残している。

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a · b · c
-----------------------------------	------	-----------

<コメント>

- ・健康診断、歯科検診の結果が管理されており、保護者へも健診結果のみを伝えるのではなく「家庭生活の留意点」として、虫歯予防のDVDを見せ、家庭での生活に生かしていくよう工夫がされている。健康管理については診断結果を伝えるに留まらず、園の保育(食育計画)が子どもの健康につながっていることも積極的に発信して、子どもが心身ともに健やかに育つことに寄与していることも伝えている。

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a · b · c
--	------	-----------

<コメント>

- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに子どもの状況に応じた適切な対応を行うこととしている。
- ・現在、乳と卵のアレルギー除去の子どもが在籍しており、医師からの指示書の提出を受け、ガイドラインに沿って対応している。
- ・代替食は保冷管理し、個別に提供している。誤食を起こさないために、朝礼で職員に周知し保育室では職員間で声を掛け合い、提供の器を変える等二重三重のチェック機能を徹底している。
- ・今後はアレルギー疾患の研修会等に参加し、常に新しい情報を取り入れるように努められたい。

A-1-(4) 食育、食の安全

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	a · b · c
----------------------------------	------	-----------

<コメント>

- ・給食室の中で給食を作る大人の手元が子どもたちに見えやすくなる環境が意図して整えられている。給食の食材の下ごしらえに子どもたちが参加する機会を作り、食材への関心を高め、食べることを楽しみにする工夫をしている。
- ・季節の野菜を中心に様々な食材の味を生かした薄味で添加物の入った食品はできるだけ避けるようにしながら栄養、味覚、彩りを大切に給食が提供されている。
- ・月に1、2回お弁当の日を計画し、献立一覧、給食だより、食育だよりも配付している。また、献立を紹介したり乳幼児食の大切さを伝えたりして、保護者の啓発に努めている。

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	a · b · c
---	------	-----------

<コメント>

- ・毎月1回給食部会を開き、クラス担任と給食職員とで子どもの食事量や好み等を把握するようにし、献立に生かされている。また、子どもたちが季節を感じられるよう旬の食材、彩の良いものを添えるように食欲がわくように配慮されている。
 - ・年長児は稲刈りに参加したり味噌づくりや梅干しづくりなどを通して日本の伝統の食文化に触れられる機会が作られている。
- 衛生管理マニュアル・検食記録で管理し、安全な食事の提供をしている。

A-2 子育て支援		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	a ・ b ・ c	
<コメント> ・保育の意図や保育内容については、日々の連絡ノートや掲示板で伝えるとともにクラス懇談会等の機会に保護者に説明し理解を深め、子どもの成長を共有している。 ・年 2 回、保育報告会を開催し子どもの保育園での姿を動画で紹介している。 ・保育報告会にはほとんどの保護者が参加し、保護者と保育者が子どもの成長を共有し喜び合う機会となっており、子育ての大事なポイントが共有されている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ b ・ c	
<コメント> ・日常的に保護者とコミュニケーションを丁寧にとり、信頼関係を築くよう努めている。保護者からの相談を受ける時は保護者の希望に合わせ、場合によっては子どもを時間外保育で預かるようにしている。 ・相談内容は育児相談記録表に記録している。 ・「恵の実の子どもたちの健やかな育ちを支える三つの約束」を通して園の方針を伝え、「恵の実サロン」「たき火会」等を開催し出来るだけ対面で話し合う機会を作っている。 ・保護者との距離を縮める実践を始めているので、それを継続して定着できるようにされることを期待する。			
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ b ・ c	
<コメント> ・虐待についての豊川市共通のマニュアルを基に、虐待マニュアルを作成しており、マニュアルに基づき対応をしている。行政、児童相談所との連携で対応している。 ・虐待はいつでも起こりうるということの認識のもと、保護者の様子や表情、子どもの様子、ミルクを飲む量、虫歯の本数、身体測定の結果をグラフ化するなど工夫され、早期に気が付くことが出来るよう努められたい。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ b ・ c	
<コメント> ・4月に目標を立て年度末の3月に総評をし、自身の成長に気が付けるよう自己評価が行われている。また、東海地区の職員学習会の資料を使って、職員間で話し合い自分の保育実践の振り返りを行い、各自が保育について深めようとする意欲につなげる取組がされている。 ・この取組をさらに深め、保育者それぞれが 1 年間どのようなことを努力したのか等、記載できるようにするとさらに振り返りが深められると考える。また、保育の仲間で語り合うことの継続を大切にし、園全体の保育の質の向上につなげるよう努められたい。			